



意思決定支援に関する当法人の取組

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 野村 真美

1 意思決定支援に関する最近の動向

(1) 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

2020年(令和2年)10月30日、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)が公表された(<https://www.legal-support.or.jp/notice/detail/entry/842> 最終アクセス日:2021年(令和3年)3月4日)。

2017年(平成29年)3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)では、成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めることができが目標とされ、後見人等が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討が進められるべきであるとされている。

本ガイドラインは、基本計画に基づいて、最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート(以下「当法人」という。)及び日本社会福祉士会により構成される「意思決定支援ワーキング・グループ」において検討を重ね、策定されたものである。

成年後見人、保佐人、補助人(以下「後見人等」という。)は、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮することが求められており(民法858条、876条の5第1項、876条の10第1項)、本人の意思を尊重する法的義務を負っているといえる。

この本人意思の尊重を実現するための実践手段の一つが、本ガイドラインにおける意思決定支援である。

本ガイドラインにおける意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動であると定義されている。

本ガイドラインは、「全ての人は意思決定能力があることが推定される。」という考え方方に立ち、意思決定能力は本人の個別能力だけでなく、支援者側の支援力によって変化するものという考え方を採用している。

本ガイドラインにおける意思決定支援の特徴は、後見人等だけでなく支援者らのチームにより本人の意思決定を支援すること、本人の意思決定をプロセスとして支援することにある。

本ガイドラインは、後見人等の「本人の意思決定支援をするためにはどうすればよいのか」という疑問に対し、その方法・手順の一つを提示するものといえる。

(2) 後見人等への意思決定支援研修

本ガイドラインの策定を受けて、厚生労働省の委託事業として、令和2年度・令和3年度に、全国を10のブロックに分けて、47都道府県において本ガイドラインに基づく「後見人等への意思決定支援研修」(以下「国研修」という。)が開催されることが予定されており、令和2年度は15か所において開催された(<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/training/> 最終アクセス日：2021年(令和3年)3月4日)。

国研修の目的は、被後見人等が本人らしい生活を送れるように、チームによる意思決定支援を踏まえた後見事務の取組を進めることにあり、具体的な目標は、代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた「気づき」を得ること等とされている。

国研修のカリキュラムは、映像を用いたロールプレイ、グループワーク等により、本ガイドラインにおける意思決定支援のプロセスを実践的に学べる内容となっている。

当法人は、国研修のカリキュラムの作成から関与し、講師として12名の会員を推薦するなど、国研修の実施に協力してきた。また、国研修を当法人の認定研修と認定し、受講した会員に当法人の研修単位を付与するとともに、会員通信等で周知をして会員の積極的な受講を促すなどの取組を行っている。

2 当法人の従来の取組

当法人は、本ガイドラインが策定される前から、会員が本人意思を尊重する後見事務を行えるように、様々な取組を行ってきた。

まず、2014年(平成26年)5月に「後見人の行動指針」を策定し、本人による意思決定を支援し、その決定された意思を尊重する事務を行うことを後見人等の行動指針の一つとした。

また、2018年(平成30年)には、会員向けの研修素材として、この行動指針に基づいた意思決定支援の研修教材を作成し、2019年(平成31年)1月には、支援に悩む事例を集積して検討を行い、意思決定支援事例集として会員向けに提供するなど、会員が本人の意思を尊重する後見事務を行うことができるよう取り組んできた。

さらに、2018年(平成30年)には、当法人の会員として後見執務の基準を示した「執務基準ガイド」を作成して全会員に配付したが、この「執務基準ガイド」の中でも、本人の意思を尊重する後見事務を行うためにはどうすればよいか等についてふれ、意思決定支援の重要性について周知してきた。

3 当法人の今後の取組

2020年(令和2年)3月17日に公表された「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」(以下「報告書」という。)においては、今後の対応として、「専門職団体における意思決定支援の理解推進」が挙げられている。

具体的な内容としては、後見人等を務める「専門職が、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点も踏まえて事務を行うことができるよう、専門職団体において、研修等を通じた周知・啓発を積極的に行っていくことが望まれる。」と記載されている。

この報告書を受けて、当法人は、以下のとおり会員向けの研修を企画・実施している。

(1) 特別措置研修

当法人は、所定の研修単位を取得した会員を後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載し、家庭裁判所等から後見人等の候補者の推薦依頼があった場合には、名簿登載会員の中から事案に応じた適任者を推薦している。名簿の登載期間は原則として2年間であり、名簿登載会員は、2年ごとに所定の研修単位を取得して名簿登載の更新を受けている。

昨年来の新型コロナウイルス感染拡大により研修機会の確保が困難な状況に鑑み、2020年（令和2年）度及び2021年（令和3年）度末に名簿登載期間が満了する会員については、特例として名簿登載期間を事実上1年間延長し、「理事長が指定する後見業務における意思決定支援に関する研修」（以下「特別措置研修」という。）の受講を条件に、名簿登載期間を約3年間とする措置をとった。

この特別措置研修として、「意思決定支援をふまえた後見実務の実際」をテーマにした研修を収録し、全支部にDVDを配付して研修の実施を促すとともに、LSシステムのオンデマンド研修に掲載し、全会員が受講できるようにすることを予定している。

この特別措置研修の受講を名簿登載更新の必須条件として、全ての名簿登載会員が意思決定支援に関する研修を受講する環境が整備された。すでに後見事務に携わっている既存の会員が、意思決定支援の大切さを再確認し、日々の後見事務を見直すきっかけとなることが期待される。

(2) 指定研修

当法人は、名簿の新規登載・更新にあたり、「成年後見制度の現状の課題及びその時期に相応した内容の研修で、特に必要であるとして理事長が指定する研修」（以下「指定研修」という。）の受講を必須条件としている。

当法人は、2021年（令和3年）度の「指定研修」のテーマを、「『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』の策定・公表と専門職後見人に期待される役割」とし、本ガイドラインの内容を中心とした研修とした。

この指定研修により、会員が、本ガイドラインにおける意思決定支援について理解を深めることが期待される。

(3) 意思決定支援に関する連続研修会

当法人は、国研修を受講できなかった会員や、改めて国研修の内容を振り返り復習したいと考える会員等を対象に、2021年（令和3年）度以降に、意思決定支援に関する連続研修会の実施を予定している。

具体的には、意思決定支援をテーマとする研修会を順次実施し、受講者は、これらの一連の研修会を連続して受講することにより、国研修を受講した場合とほぼ同様の研修効果が得られるようなカリキュラムを検討中である。

(4) 当法人の研修制度への意思決定支援研修の導入

当法人は、上述のとおり、意思決定支援に関する様々な研修を企画・実施しているが、単発の研修ではなく、当法人の研修制度に意思決定支援に関する研修をどのように体系的に組み入れていくかについても、現在検討を重ねているところである。

4 おわりに

当法人が、上述のとおり意思決定支援に関する研修の企画・実施に注力しているのは、今後、意思決定支援の考え方を理解・実践しない者は、後見人等として選任されず、社会から求められなくなるだろうという強い危機感があるからである。

冒頭で述べたとおり、本ガイドラインにおける意思決定支援は、チームによる支援であり、本人の意思決定をプロセスとして支援するものであるため、後見人等が一人で代行決定するよりも時間と労力を要するのが一般的であると思われる。

このような本ガイドラインにおける意思決定支援が実務に定着するかは、今後の実務の運用にかかっているといえる。

当法人としては、本ガイドラインにおける意思決定支援が実務に定着するように、会員が意思決定支援を踏まえた後見事務にやりがいや達成感を感じ、前向きに取り組めるよう支援するとともに、成年後見制度利用促進専門家会議や最高裁判所との協議会における今後の実務運用に関する議論に積極的に参加していきたい。

リーガルサポート会員数8,598名 ／ 全国司法書士会員数23,570名 入会率36%

支部別 会員数及び入会率一覧表

2021年4月1日現在

支部名	司法書士			司法書士法人			支部名	司法書士			司法書士法人		
	L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率		L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率
札幌	144	511	28%	0	17	0%	石川県	87	200	44%	1	1	100%
函館	12	35	34%	0	4	0%	富山県	56	150	37%	0	2	0%
旭川	25	71	35%	0	1	0%	大阪	832	2,433	34%	26	117	22%
釧路	11	81	14%	0	1	0%	京都	263	575	46%	10	23	43%
宮城	118	333	35%	4	10	40%	兵庫	505	1,040	49%	2	22	9%
ふくしま	85	272	31%	0	4	0%	奈良	84	210	40%	1	5	20%
山形	68	156	44%	0	0	-	滋賀	123	234	53%	1	9	11%
岩手	53	138	38%	3	6	50%	和歌山	55	163	34%	0	1	0%
秋田	55	109	50%	1	2	50%	広島県	233	533	44%	6	17	35%
青森	36	121	30%	2	4	50%	山口	65	223	29%	0	3	0%
東京	1,504	4,395	34%	58	242	24%	岡山県	130	367	35%	0	14	0%
神奈川県	463	1,220	38%	13	51	25%	鳥取	45	92	49%	0	2	0%
埼玉	320	911	35%	9	37	24%	しまね	6	107	6%	0	1	0%
千葉県	295	747	39%	2	35	6%	香川県	76	175	43%	0	1	0%
茨城	105	334	31%	0	3	0%	徳島	54	138	39%	0	3	0%
とちぎ	81	233	35%	1	3	33%	高知	57	112	51%	0	5	0%
群馬	125	291	43%	0	8	0%	えひめ	92	241	38%	1	4	25%
静岡	235	493	48%	12	23	52%	福岡	443	998	44%	2	30	7%
山梨	52	130	40%	0	3	0%	佐賀	51	126	40%	1	8	13%
ながの	120	361	33%	4	5	80%	長崎	64	160	40%	0	4	0%
新潟県	103	292	35%	6	15	40%	大分	47	164	29%	0	6	0%
愛知	380	1,306	29%	8	56	14%	熊本	146	334	44%	2	13	15%
三重	90	242	37%	1	3	33%	鹿児島	141	322	44%	1	4	25%
岐阜県	107	330	32%	3	7	43%	宮崎県	70	165	42%	1	3	33%
福井県	40	118	34%	3	5	60%	沖縄	59	226	26%	2	9	22%
							合 計	8,411	22,718	37%	187	852	22%

* リーガルサポートの会員数は、3月2日第6回理事会の日を基準としております。